

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

皇宮警察本部副本部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校警備教養部長
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁備一発第143号
令和8年7月10日
警察庁警備局警備運用部警備第一課長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則等の施行に当たっての留意事項について(通達)

本日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和8年国家公安委員会規則第15号。以下「改正規則」という。)及び小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を対象外国公館等として指定する基準を定める件(令和8年外務省告示第227号。以下「外務省告示」という。)が公布され、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第47号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和8年7月14日)から施行されることとなった。

これらの概要及び留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正規則の概要

改正法による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号。以下「法」という。)第3条の2の規定により、天皇又は内閣総理大臣(以下「特別要人」という。)の所在する施設を、警察庁長官が特別要人の安全を確保するために必要な期間を定めて対象特別要人所在施設として指定することができること、改正規則により、対象特別要人所在施設として警察庁長官が指定することができる施設について、次の基準が定められた。

- 特別要人が出席する行事(屋外で行われるものに限る。)が行われる施設
- 特別要人が三時間以上滞在する施設その他小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認められる施設

2 外務省告示の概要

法第5条第1項第2号の規定により、法別表に定める外国要人(以下単に「外国要人」という。)の所在する施設を、外務大臣が当該外国要人の安全を確保するために必要な期間を定めて対象外国公館等として指定することができ、また、法第5条第1項第3号の規定により、国際会議(外国要人が参加するものに限る。)の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて対象外国公館等として指定することができる。ところ、対象外国公館等として外務大臣が指定する法第5条第1項第2号又は第3号に掲げる施設について、次の基準が定められた。

- 国際情勢等に鑑み、危害を受けるおそれのある外国要人若しくは賓客としての接遇が外交上特に必要であると認められる外国要人の所在する施設、又は、当該外国要人が参加する国際会議の準備若しくは運営のために使用される施設
- 外交上重要な国際会議又は外交上極めて重要な首脳会談等のために使用される施設
- 外国政府又は国際機関から指定の要請があった施設

3 留意事項

(1) 地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等との連携

法第3条の2第1項の規定により対象特別要人所在施設として指定された施設又は法第5条第1項第2号若しくは第3号の規定により対象外国公館等として指定された施設の管理者、当該施設の所在地を管轄する地方公共団体及び特別要人が出席する行事又は外国要人が参加する国際会議の主催者その他関係機関・団体等と必要な連絡体制を構築し、当該施設に係る対象施設周辺地域の範囲等の周知、当該施設の警戒警備等に当たり、緊密な連携を図ること。

(2) 効果的な広報啓発活動の推進

法第3条の2第1項の規定による対象特別要人所在施設の指定又は法第5条第1項第2号若しくは第3号の規定による対象外国公館等の指定が行われた場合には、限られた期間で、外国人観光客を含む小型無人機等の利用者に対し、対象施設周辺地域の具体的な範囲、当該対象施設周辺地域の上空において適法に小型無人機等の飛行を行うための手続等について、分かりやすく周知を図る必要があることから、関係機関・団体等と連携しながら、SNSを活用するなど、多言語対応の情報提供を含め、効果的な広報啓発活動を推進すること。特に、当該対象施設の周辺において交通規制が行われる場

合には、交通部門と緊密な連携を図ること。

また、警察庁では、国土地理院の協力を得て、法第3条の2第1項の規定による対象特別要人所在施設の指定又は法第5条第1項第2号若しくは第3号の規定による対象外国公館等の指定に係る官報による告示後、遅滞なく、「地理院地図」において指定期間及び対象施設周辺地域の具体的な範囲を確認することができるようにすることとしているため、広報啓発活動に当たっては、「地理院地図」を効果的に活用すること。